

4 板橋区景観計画における色彩基準

板橋区景観計画では、区全域のうち景観形成重点地区を除く区域を「一般地域」とし、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を「景観形成重点地区」に定め、地区特性を生かした景観形成を行っています。

ここでは、景観計画に定めている色彩基準について解説します。

なお、P.23～27に解説する色彩基準は、景観法第8条第2項第3号に基づく「良好な景観形成のための行為の制限」であり、適合していない場合は変更命令を行う場合があります。

4 板橋区景観計画における色彩基準

01 一般地域の色彩の解説

届出対象行為

高さ 20m 以上
延床面積 2,000㎡以上
又は敷地面積 1,000㎡以上

※修繕などの外観を変更することとなる色彩の変更又は基準に適合していない物件の同色の塗り替えも対象となります。

色彩基準の考え方

一般地域の色彩基準は、樹木の緑等の自然の色に馴染みにくい派手な原色や、建築物等の色彩にはあまり使われていない寒色など、その色彩が混入することで「区の景観が大きく混乱する色彩」を取り除いたネガティブチェック型の基準となっています。

このため、基準に適合していればどのような色彩を使っても問題がないというわけではありません。

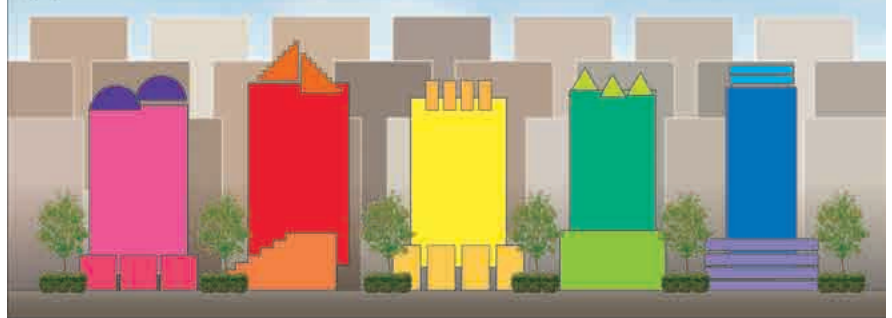
一般地域においては、本書 P.28 以降に定める土地利用別の色彩ガイドラインに定める「推奨する色彩の範囲」を基本に、周辺景観との調和を考慮した慎重な色彩設計を行ってください。

色彩景観形成のイメージ

一般地域における色彩景観形成のイメージです。

景観形成のイメージ — 周辺景観との対比が強い例

✕ 落ち着いた色調の周辺に対し、違和感のある派手な色彩が突出しバラバラな街並みとなっています。



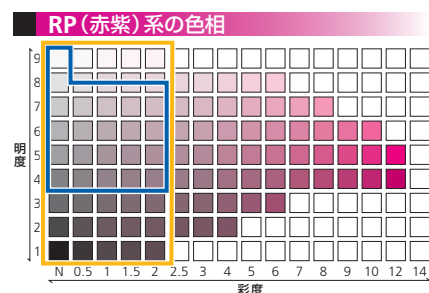
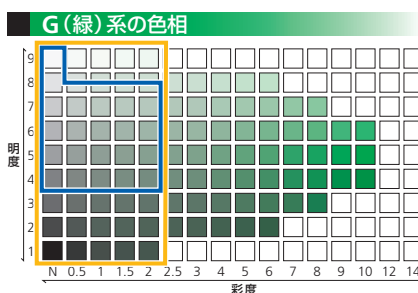
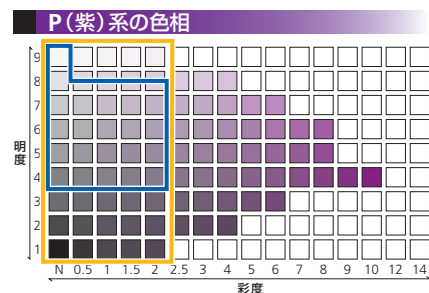
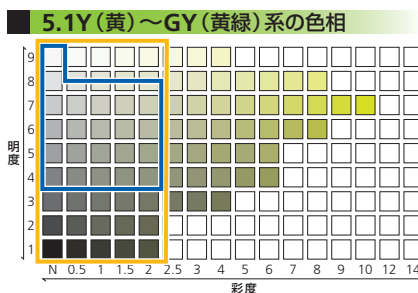
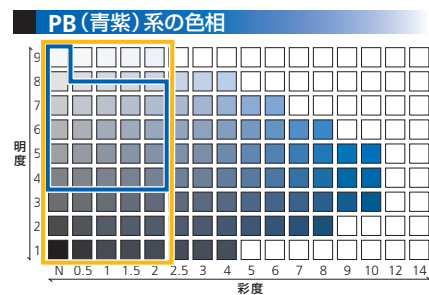
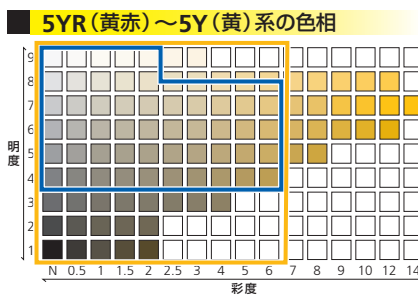
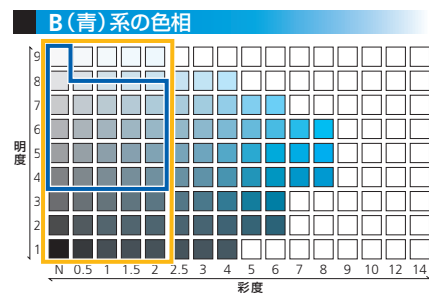
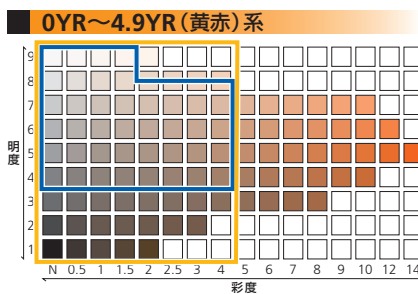
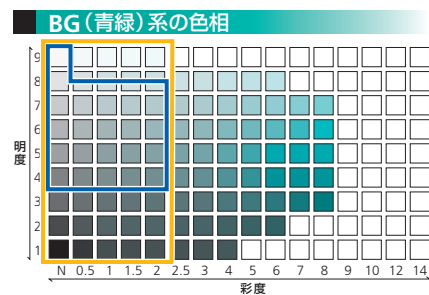
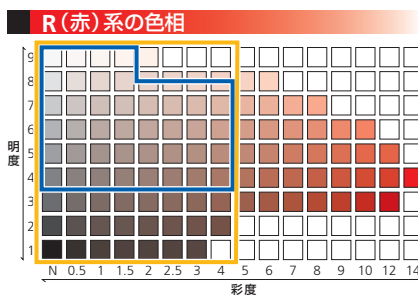
景観形成のイメージ — 改善例

◎ 暖色系の落ち着いた色彩を基調とし、街並みとしての連続性やまとまりを創出します。





色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR ~ 4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
		8.5 以上	1.5 以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
		8.5 以上	2 以下
その他	4 以上 8.5 未満	2 以下	
N	4 以上	—	
強調色	OR ~ 4.9YR	—	4 以下
	5.0YR ~ 5.0Y		6 以下
	その他		2 以下



凡例

-  外壁基本色の許容範囲
-  外壁強調色の許容範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)

02 景観形成重点地区 板橋崖線軸地区の色彩の解説

届出対象行為

全ての規模

※修繕などの外観を変更することとなる色彩の変更又は基準に適合していない物件の同色の塗り替えも対象となります。

景観形成基準（色彩）

- ・豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、強調色は落ち着きを感じられる色彩とすることとし、色彩基準に適合するものとする。
- ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。
- ・高さ 12m 未満の低層部では、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、強調色は落ち着きを感じられる色彩とすることとし、高さ 12m 未満の部分に対する色彩基準に適合するものとする。
- ・高さ 12m 以上の高層部では、樹木の緑と馴染みつつも、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることとし、高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準に適合するものとする。
- ・なお、高さ 12m 以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩（高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準に適合するもの）を用いる。

色彩基準の考え方

区では、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域として「板橋崖線軸地区」を景観形成重点地区に定め、地区特性を生かした景観形成を行っています。

板橋崖線軸地区は、区の象徴的かつ次世代に引き継いでいくべき景観資源であり、周辺には板橋十景に選定される神社・仏閣等が点在する崖線を含む地区です。本地区では、崖線緑地などの豊かな緑の連続性を障害しないよう、建築物等の色彩は後背地となる暗い色調の緑に対して対比が強い明るい色調を避けた落ち着いた色彩に限定しています。

色彩景観形成のイメージ

板橋崖線軸地区における色彩景観形成のイメージです。

景観形成のイメージ — 周辺景観との対比が強い例

✕ 背景の崖線の緑と明るい建物の壁面色との対比が強く、建物の形が強調されています。



✕ 屋根や壁面の色彩が、背景の崖線の緑よりも彩度（鮮やかさ）が高く、いきいきとした自然の緑よりも目立っています。

景観形成のイメージ — 改善例

◎ 建築物の形態に沿って色彩を使い分けて、規模による威圧感を軽減します。

◎ 暖かさが感じられる暖色系の色彩を基調として豊かな自然に調和した色彩景観を形成します。



◎ 明度（明るさ）・彩度（鮮やかさ）は抑えめにして背景となる崖線の緑に馴染ませます

03 景観形成重点地区 石神井川軸地区の色彩の解説

届出対象行為

全ての規模

※修繕などの外観を変更することとなる色彩の変更又は基準に適合していない物件の同色の塗り替えも対象となります。

景観形成基準（色彩）

- ・高さ 12m 未満の中低層部では、桜並木の緑や石神井川の水の色と調和した落ち着いた落ち着いた色合いのある景観の形成を図るため、外壁基調色は樹木の緑に馴染む色彩とし、部分的な強調色は、落ち着いた感じられる中彩度までの色彩とすることとし、それぞれ下表の色彩基準に適合するものとする。
- ・高さ 12m 以上の高層部では、桜並木の緑と馴染みつつも、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることとし、高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準に適合するものとする。
- ・なお、高さ 12m 以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着いた感じられる中彩度までの色彩（高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準に適合するもの）を用いる。
- ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。

色彩基準の考え方

区では、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域として「石神井川軸地区」を景観形成重点地区に定め、地区特性を生かした景観形成を行っています。

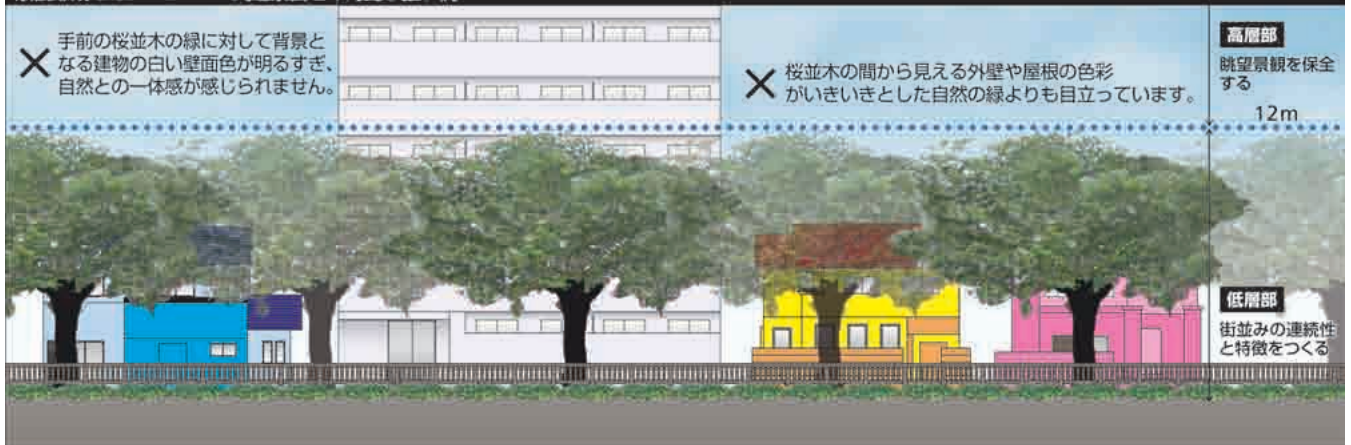
石神井川軸地区は、歴史的な由来を持つ“板橋”や“加賀”を結ぶ景観資源であり、沿川の桜並木は板橋十景に選定されるなど区内を代表する石神井川を含む地区です。

このため、本地区では、満開の桜や新緑、紅葉など四季折々の自然が際立つ街並みの色彩を目指して、周辺の建築物等の色彩は桜並木に溶け込むよう、白やクリーム色などの明るすぎる色調を避けたとおりと落ち着いた色彩に限定しています。

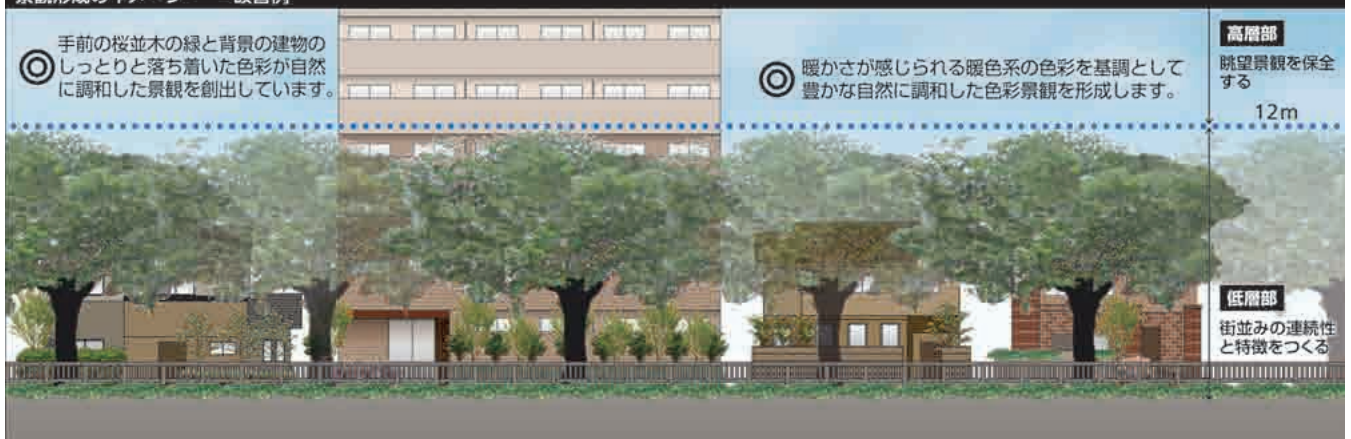
色彩景観形成のイメージ

石神井川軸地区における色彩景観形成のイメージです。

景観形成のイメージ — 周辺景観との対比が強い例



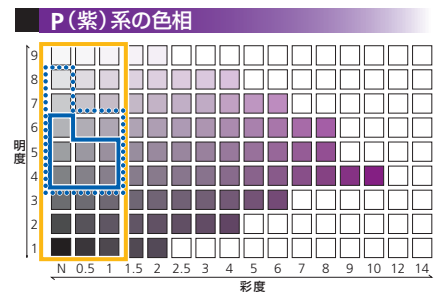
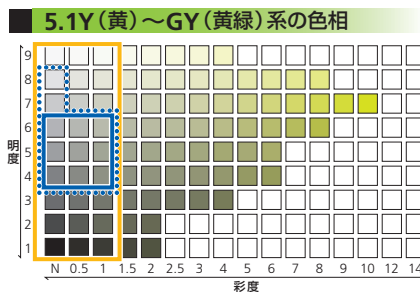
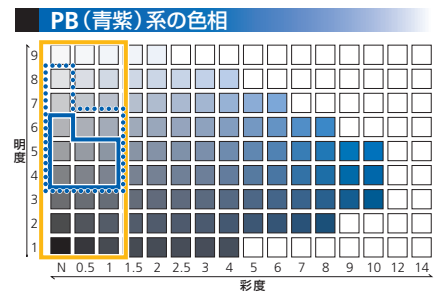
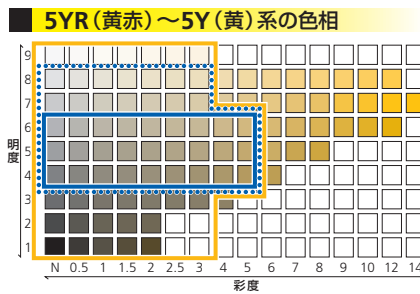
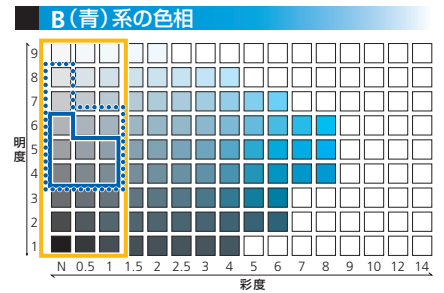
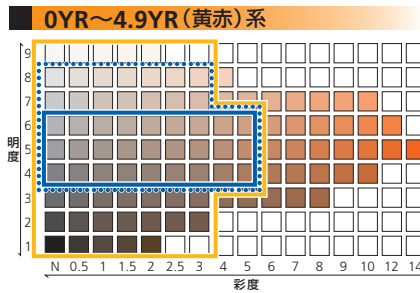
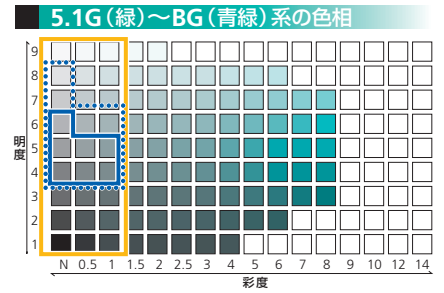
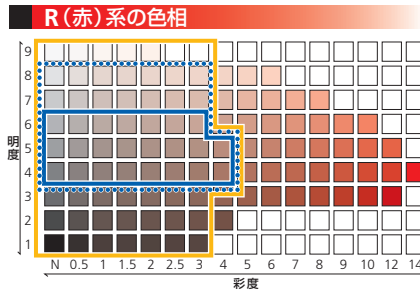
景観形成のイメージ — 改善例



板橋崖線軸地区・石神井川軸地区の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	OR ~ 10R	4 以上 6 未満	4 以下
			6 以上 7 未満	3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満	1 以下
		その他	4 以上 6 未満	1 以下
	N	4 以上 7 未満	—	
	強調色	OR ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下
			4 未満及び 6 以上	3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		4 未満及び 7 以上	3 以下	
5.0Y ~ 5.0G		—	1 以下	
その他	—	1 以下		

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	OR ~ 10R	4 以上 6 未満	4 以下
			6 以上 9 未満	3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		7 以上 9 未満	3 以下	
		その他	4 以上 7 未満	1 以下
	N	4 以上 9 未満	—	
	強調色	OR ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下
			4 未満及び 6 以上	3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		4 未満及び 7 以上	3 以下	
その他		—	1 以下	



凡例

- 外壁基本色の許容範囲
高さ12m未満の部分
- 外壁基本色の許容範囲
高さ12m以上の部分
- 外壁強調色の許容範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)

